

「女王国」論（一）

水野正好

一、「女王国」の国界と位置

『三国志』魏書東夷傳倭人條（以下『魏志』と略記）には、極めて具体的に倭・倭人・倭国・倭国王の姿が描かれている。晋の陳寿が三世紀後半、魚豢の『魏略』を参看しつつ記述した同時代の記録だけに、日本の古代史像を描き出す上に果す役割はまことに大きい。この『三国志』については膨大な論著が公刊されているが、本稿では、記述中の「女王国」をとりあげ、その実態を明らかにすることにとつとめたい。

まづ、「女王国」の位置を論ずることから始めよう。『魏志』には、「自郡至女王國萬二千餘里」（帶方郡より女王国に至る、一萬二千餘里）とあり、『翰苑・卷三十』にも「自帶方至女國萬二千餘里」（帶方より女王国に至る、一萬二千餘里）と表現されている。したがって、女王国の位置が明確となる。いま、『魏志』によれば、帶方郡からの一萬二千餘里の里程は、「從郡至倭、循海岸水行、歷韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國七千餘里。始度一海千餘里、至對馬國。又南渡一海千餘里、至一大國。又渡一海千餘里、至末盧國。東南陸行五百里、到伊都國。東南至奴國百里。東行至不瀾國百里」と記され、つづいて「南至投馬國水行二十日。南至邪馬壹國、女王之所都、水行十日、陸行一月」と書く。この里程は『翰苑』でも「循海岸水行、歷韓國（乍南乍東）、至（其北岸）狗邪韓國七千里。始度一海千餘里、至對馬國。（又）南度（一）海（千餘里）、至一支國。又度（二）海（千餘里、至末盧國。東南（陸行）五百里、到伊都國」と記しており、彼此よく一致している。『後漢書』でも「棠浪郡徼去其國萬二千里、去其西北界狗邪韓國七千里」、『隋書』にも「古云、去棠浪郡境及帶方郡並一萬二千里」とあるほか、『梁書』にも「去帶方萬二千餘里、從帶方至倭、循海水行、歷韓國、乍東乍南、七千餘里。始度一海、海濶千餘里、至一支國。又度一海千餘里、名末盧

國。又東南陸行五百里、至伊郡國。又東南行百里、至奴國。又東行百里、至不彌國。又南水行二十日、至投馬國。又南水行十日。陸行一月日、至邪馬壹國」とあり、よく『魏志』の里程と共通することが窺いうる。

では、各書が記す「帶方郡より女王國に至る、一萬二千餘里」は何處を指すのであろうか。今、先きに掲げた里程を追い、帶方郡より不彌國に至る距離を求めると、その里数は一萬七百餘里となる。この数字は上記の各書にひとしく掲げられており、齧臯を来たす史料は見られない。各書は、この不彌國から、つづく國として投馬國、邪馬壹國をあけるが、その里程は水行二十日、水行十日、陸行一ヶ月と順次記されるに過ぎず、一萬二千里餘の位置は明記されていないのである。そこで一萬二千餘里から一萬七百餘里を差しひくと、その距離は、千三百餘里ということになり、「女王國」は、不彌國を距ること千三百餘里の位置に存在することとなる。狗邪韓國から對馬國間千餘里、對馬國から一支國間千餘里、一支國から末盧國間千餘里という『魏志』や『翰苑』、『梁書』が記載する距離観からすれば、千三百餘里は、左程遠い距離ではないことが判明する。末盧・伊都、奴、不彌と続く記事は、九州北岸地帯を西から東へと辿る形で記されている路程であるだけに、その東へ東へという路程を千三百餘里進めた地区はといえば、関門海峡域、本州最西端、山口県下関市、豊浦郡域が指定できる地に該当するであろう。『魏志』などの諸書からするかぎり、「女王國」境は本州最西端、山口県下関市・豊浦郡域（九州北東端、北九州市企救半島域をも含むか）に求められることになるのである。

ここで問題となるのは「女王國」と「投馬國」・「邪馬壹國」の関係である。興味ぶかいことに、投馬國、邪馬壹國は『魏志』に一度登場するだけの国名であるのに対し、女王國の国名は六度も登場する。邪馬壹國が『魏志』に「南至投馬國、水行二十日。南至邪馬壹國、女王之所都、水行十日、陸行一月」の記事を介在させると、女王國は女

王の直接統治する領域を指す「国」であり、その女王国の中に「女王の都する」国、邪馬壹国が含まれること、投馬国も含められるべきものであることが知られるようになるのである。換言すれば邪馬壹国に都する女王が政治的に直接統轄する諸々の国を総称して「女王国」と称していることがよみとれるのである。山口県下関市、豊浦郡域こそ、まさに「女王国」への玄関口、女王国西境と言っているのである。このように考えると、一萬二千餘里中の、千三百里が不彌国から女王国境までの距離となり、福岡市に東接する不彌国から下関市の女王国境までのこの距離に三十日間（或いは水行二十日、水行十日、陸行一月）もの水行日程を要するとは考えられないので、帯方郡から女王国西端——山口県下関市域——までを距離里程で表現し、女王国内の距離は水行・陸行日程で表現することになっていられるのである。里程、日程表現の変換が女王国境で始まることを雄弁に物語っているのである。

このように作業すると、女王国西境から水行二十日と入りこんだ地に投馬国、さらに水行十日、陸行一ヶ月入りこんだ地に邪馬壹国が求められることとなるのである。

『魏志』には、「東南至奴國百里、東行至不彌國百里。南至投馬國水行二十日。南至邪馬壹國、女王之所都、水行十日、陸行一月」とあり、投馬国、邪馬壹国は南行することで至る国と表現されている。この里程表現をもってすれば邪馬壹国の位置は下関附近から南折し、ひたすら九州東海岸を南下する、そうした航路中に位置する国名と見なすべきであろう。現に『魏志』でも『梁書』でも「南」と明確に方向を指示しているだけに「南」の方向は信じなければならぬ。『魏志』には、「計其道里、當在會稽東治之東」（その道里を計るに、まさに會稽東治の東にあり）と述べ、『後漢書』でも「其地大較在會稽東治之東、與朱崖・儋耳相近、故其法俗多同」と記されている。換言すれば倭国内の女王国は揚子江南部の会稽から福建省の東治の東方に展開すると考えられていたのである。この會稽・東治

の東にある国は、『後漢書』によれば「倭在韓東南大海中、其大倭王居邪馬壹國。樂浪郡徼去其國萬二千里、去其西北界狗邪韓國七千餘里、其地大較在會稽東治之東、與朱崖・儋耳相近」とあり、その文意を汲めば「倭」、もしくは大倭王の居する「邪馬壹國」を指すこととなるであろう。「其」字を拾へば恐らく「倭」が導き出される。『晋書』でも「倭人在帶方東南大海中：今倭人好沈沒取魚：計其道里、當會稽東治之東」とあり、「倭人」、「倭國」を指す形となっている。倭人が構成する国―倭国については後述するが、その大倭王の居る都は邪馬壹國であると『後漢書』は記すだけに、邪馬壹國は會稽東治の東に位置すると考えられていたことは確実である。漢代、三国時代、倭国なり、その王都邪馬壹國が九州東海岸を遙か、水行三十日南下する地に存在するといった觀念が息づいていたことは間違いない事実である。ところが、ここにいま一つの視点となる史料がある。『隋書』である。『隨書』には「都於邪靡堆、則魏志所謂邪馬壹者也。古云、去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里、在會稽之東、與儋耳相近」。上遣文林郎裴清使於倭國、度百濟、行至竹島、南望躡羅國、經都斯麻國、迥在大海中、又東至一支國、又至竹斯國、又東秦王國、其人同於華夏、以為夷州、疑不能明也、又經十餘國達海岸、自竹斯國以東、皆附庸於倭」と見える。『隋書』の主体、隋が交流する倭国王都邪靡（摩）堆は、隋煬帝の使節裴清を迎えた推古朝の王都、大和の王都を指すことは確実である。この『隋書』が裴清遣使の際、確認した百濟―竹島―都斯麻（對島）国―一支国をへて竹斯（筑紫）国に至り、また東して秦王国に至るルートは隋使裴清の赴くべき邪靡堆（邪馬壹國）が筑紫から東行することで至る地であることを暗示している。文中「竹斯國（筑紫國）より以東、皆倭に附屬す」とあるのも邪馬壹國を王都とする倭が、政治的に筑紫以東を附庸する形で存在することを物語っているのである。『魏志』と『隋書』を対比することで「南行邪馬壹國觀」が「東行邪靡堆國觀」に改められていることが理解されるのである。『魏志』では會稽東治の東にあると確信

されていた倭国、倭国王都邪馬壹国の位置・方位が隋使裴清の派遣で訂され、「東行邪靡堆国」が改めて確認され、こうした『隋書』の記事となったのである。したがって、『魏志』の説く邪馬壹国は、三世紀代より七世紀代まで「王都」として生き、裴清を迎え、終始一貫、「王都大和の地」として息づき続けている訳である。推古女帝、聖徳太子と往来した裴清の所見、見聞だけにゆるがぬ磐石の重みをもつ記事といえる。

帯方郡から女王国西端までは詳細な里程で表現されるのに対し、女王国境から邪馬壹国まで、途中に投馬国を介して水行三十日という日程表現がとられている。『延喜式』主計には、河内―筑紫国内は上り水行二七日、下り一四日と規定されている。このことを以ってすれば倭国王都邪馬壹国から女王国西端までの日程表現の「三十日」はまことに適切な日程表現と見なすことができよう、女王国西端、下関・豊浦から東行―水行一月の地に倭国王都（邪馬壹国）―大和国が存在することがよみとれるのである。

二、女王国の領域と周辺の諸国

『魏志』には「参問倭地、絶在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里」という一文がある。或は絶え、或いは連なり、周旋したずねれば五千餘里に及ぶという表現は、瀬戸内海の島々が、時に絶え、時には連なる形で航路を彩る、そうした風景を巧みに記しているものと見てよいのであろう。狗邪韓国から對馬・一支・末盧に至る距離、各千餘里の道程の距離をもって宛てればこの五千餘里はまさに女王国西端―西の門戸、関門の地から邪馬壹国に至る航路の描写である可能性は極めて大きい。もしこうした記事の理解が正しいとすれば、帯方郡から倭国王都―邪馬壹国ま

での距離はさきの一萬二千餘里に五千餘里を加えた一萬七千餘里の数字をあてることがふさわしいと考えるのである。『魏志』に會稽東冶の東にありとされた邪馬壹國の位置は、この一萬七千餘里で丁度會稽の東に適切な場を得ることになり、更に本州北端、北海道の地を南転させれば「東冶」の地に同様、適切な位置を得ることになるのである。

女王国の西端が知られると、その領域が問われる。そこで注目されるのは『魏志』の次の一文である。「女王國東渡千餘里、復有國、皆倭種。又有侏儒國、在其南、人長三四尺、去女王四千餘里。又有裸國、黑齒國、復在其東南、船行一年可至」の記事がそれである。女王国の東、海を渡ること二千餘里の地、皆倭種の人々の住まう国といえば、「東行邪馬壹國説」にたてば、東渡海千餘里の島国は、隱岐、または佐渡が挙げられよう。隱岐は日本海航路では極めて重要な島であるが、わざわざ「皆倭種」と記されるには抵抗感のもたれる近さにある。むしろ「越」の彼方、佐渡の方がこの語感に相応しい。倭人と相似ていつこかやや異なる雰囲気を漂わせる、そうした人々を倭種と呼ぶのであろう。女王国を去ること四千餘里の位置にあるのは侏儒国、佐渡の北方へ四千里の里程をとれば場所は北海道南部となり、この地に侏儒国の存在が説かれていることになる。この侏儒国の人々は身長三、四尺と記されるが、想起されるのは坪井正五郎博士や鳥居龍藏博士が大きくとりあげられたコロボックルⅡ「露の葉の下の人」のイメージである。嘗って北海道に居住したと伝承されるコロボックルの話題が、古く三世紀代、魏王朝にまで伝えられていた可能性は大きい。こうした侏儒の伝承が魏朝にまで周知されていたとすれば、倭国からの情報であったとみるべきであろうか。つづく裸國、黑齒國については、「復在其東南、船行一年可至」とあり、侏儒国の東南、船旅で一年で到るとの内容は、「東行邪馬壹國説」にたてば西北、船旅一年の地となり、樺太なりシベリアへと視座を拡げて考定せざるを得ない結果となるであろう。

関門海峡を介して南(東)に「女王国」が展開するとすれば、九州北部に連なる對馬・一支、末盧、伊都、奴、不

彌国は如何に評価すればよいかが問われるであろう。『魏志』には「自女王國以北、特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚、常治伊都國」の注目すべき一句があり、九州北部諸國が倭国の「大率」に率いられ、その檢察下にあることを雄弁に物語っている。この大率が設置されている伊都國は、同じ『魏志』中に「到伊都國、官曰爾支、副曰泄謨觚、柄渠觚、有千餘戸、世有王、皆統属女王國、都使往來常所駐」の言葉に示されているように女王國に統属する王のもとにある國であり、その故もあって大率が設置されていると見てよいであろう。換言すれば、倭国は、女王自から直接統治する「女王國—本州・四国」と、倭国女王が設置した女王の間接統治地域「大率」下にある諸國が峻別されていることが知られるのである。「女王國」と「大率」、この二者は倭国の構造を窺う上の重要な視点と言えるであろう。

次に問題となるのは、狗邪韓国より對馬・一支を経て邪馬壹國に至る路程・日程記事につづいて記された、「自女王國以北、其戸教道里可略載、其餘旁國遠絶不可得詳。次有斯馬國、次有己百支國、次有伊邪國、次有郡支國、次有彌奴國、次有好古都國、次有不呼國、次有姐奴國、次有對蘇國、次有蘇奴國、次有呼邑國、次有華奴蘇奴國、次有鬼國、次有為吾國、次有鬼奴國、次有邪馬國、次有躬臣國、次有巴利國、次有支惟國、次有烏奴國、次有奴國、此女王境界所盡。」の記事である。この「自女王國以北」の言葉は『魏志』中にいま一箇所見える。先述の「自女王國以北、特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚之、常治伊都國」とある記事がそれである。倭国が「大率」を設置している伊都國が「自女王國以北」にあることがこの記事で明白だけに、「自女王國以北、其戸教道里可略載、其餘旁國遠絶不可得詳」の一文は、九州北部の對馬・一支・末盧・伊都・奴・不彌國など戸教道里里数を掲げた諸國以外、遠絶の地の故に道里・戸数を示しえない旁國のあることを物語っているのである。この旁國に「大率」の檢察が及ぶか否かが問われるが、旁國の範圍が不明だけにその実態は説明しえない。

『魏志』は、この旁国の記事につづいて「次有斯馬國：次有奴國、此女王境界所盡」の句を置いている。次有、次有と連なる国々は戸数・道里・官・国勢記事を欠くだけに「其餘・遠絶の旁国」に該当するかに想える。ところが国々を連ねた末「此女王境界所盡」の句がある。女王境界が「女王国」境界ならば関門海峡に接する下関・豊浦地域に接する本州内の諸国となり、この地域の国々を「其餘・遠絶の旁国」と呼ぶことに躊躇させることとなる。むしろ、倭国女王卑弥呼・壹与の統治権の及ぶ地、「大率」の統治する地の外域になお女王下にある、女王に統属する諸国が存在し、女王境界をつくっていると考える方が自然かも知れない。『魏志』が「此女王境界所盡」とあり「此女王国境界所盡」と記さない理由もこうした理解ならば十分可能となるであろう。

しかし、いま別個の考え方も想定される。「自女王國以北、其戸数道里可略載、其餘旁國遠絶不可得詳」の句と、次の「次有斯馬國、次有己百支國、次有……」の句を区別、無関係とし、前記事は女王国以北の註ともいうべき記事、後記事は女王国の南方の諸国の記事、女王権勢の及ぶ境界近くの諸国の記事と見做す考え方である。この場合、末盧・伊都・奴・不彌・投馬・邪馬壹国という記述は、そのまま『魏志』の表現によれば南へ南へと記述する形をとるだけに、これら二一国は邪馬壹国より南にある国という考え方も成り立つのである。「東行邪馬壹国」説からすれば、この二一国は本州北部に求められることになり、九州南部に求める見解と正反対の結果となるのである。ここで注目されるのは「自女王國以北、特置一大率」の句である。この句では特に一大率を置くの意は、「大率」の一を置くの意、他地域にも大率が置かれていることを暗示する句である。もし、いま九州の大率以外、他地に諸国を検察する大率を置くとするれば、女王国の中でも邪馬壹国より遠く離れた東北地域が適切な地と考えられ、この地域に「次有斯馬國」に始まる二一国があり、この二一国の最端が「此女王境界所盡」であったと考えることもできるのである。

二一国を本州東北に求めるか、九州に求めるかは直接これを是非する証はない。しかし、こうした二一国名につき「此女王境界所盡」の句が接続し「其南有狗奴国、男子为王、其官有狗古智卑狗、不属女王」の句に至る道程を見ると、狗奴国が女王境界に外接し、王をもつ国であることが判る。狗奴国は『魏志』では、「倭女王卑彌呼、狗奴国男王卑彌呼素不和、遣倭載斯烏越等詣郡、説相攻撃状、遣塞曹掾史張政等：為檄告諭之」とあり、女王の権勢に属さず、時には相互に交戦する国であることが判明する。倭国が戦況を魏王朝に報じ、魏王朝が張政を送り檄を出し告諭するという事態は、本州東北地方に狗奴国を推定するよりも、魏朝や帯方郡が強く関心をもち九州の南部に「狗奴国」を想定する方が事態は理解しやすいであろう。直接、二一国や狗奴国の位置を確定する史料は見られないだけに、倭・狗奴国間の交戦、魏朝の張政派遣といった情況から九州南部説を推定せざるを得ないのである。

このように『魏志』を中心に検討すると、倭国の構造が臆げながら浮んでくる。日本列島の中央に倭国王の統治する「倭国」があり、九州南部に倭国王に統属せず抗戦する「狗奴国」、北海道にも倭国王に統属しない「侏儒国」が存在することが窺える。中心となる「倭国」は倭国女王が直轄統治する領域―関門海峡から恐らく東北地方南部に至る広汎な地域―を「女王国」とよび、遠距離にある九州南部や東北地方と、まづ区別する。遠隔の国々ももとより女王に統属するが、九州北部諸国には、その統治上、また対魏外交、対韓外交上の必要もあって「大率」を設置、九州北部を強く檢察させる地域とし、東北地方にも同様「大率」を設置、東北地方北部を檢察させる地域としている構造が想像されるのである。倭国女王の権勢の及ぶ範囲は「女王境界」・「倭国」と呼ばれ、その王都は倭国中樞―女王国内の「邪馬壹国」に置かれているのである。女王国内には邪馬壹国・投馬国をはじめ数々の国が行政機構として設置されているが、その個々の国名は『魏志』に記載なく、大率下の国々、大率の外方にある倭国下の諸国名が比較的

詳細に記述されていると考えてよいのである。このように概観すると、大和を王都とし、九州に太宰府・東北に多賀城、秋田城を設置、熊襲、隼人、蝦夷と抗争する奈良・平安朝の日本列島と共通する国制、政治機構が指摘されることになるのである。

三、女王国の国制と官制と

このように、倭国の構造を理解すると、次に問われるのは、その行政機構である。「魏志」には、「倭人在帶方東南大海之中、依山島為國邑。舊百餘國、漢時有朝見者、今使譯所通三十國」と見え、『後漢書』にも「倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國。自武帝滅朝鮮、使譯通於漢者三十許國」、『前漢書』には「樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云」と見えるが『晋書』では「倭人在帶方東南大海中：舊有百餘小國相接。至魏時、有三十國通好」という書き方になっている。倭国が百餘国に分かれ、その百余の小国が相い接して在る状況が読みとれる他、漢の武帝が元封三（前一〇八）年、朝鮮衛右渠を殺し、楽浪・臨屯・元菟・眞番郡を設置して以来、倭国内百餘国中の三十国が漢・魏王朝に歳時、使譯通好していることが明記されている。恐らく倭国王が百餘国中の諸国をえらんで倭国使節団を編成、漢・魏王朝に派遣しているのであろう。景初三年の遣使団は大夫難升米、次使都市牛利と代表二名の名しか記録されていないが、正始四年の遣使団は大夫伊聲耆、掖邪狗など八人、壹與の遣使団は大夫掖邪狗など二十人とあり、これらの遣使の選出が国内の十国から二十国、時には三十国にも及ぶ場合があり、この数が漢魏王朝の使譯通好の国と見られていたのであろう。景初三年使節団の場合は、倭国女王に「親魏倭主」の金印紫綬、大夫難升

米に銀印青綬「率善中郎将」、次使郡市牛利に銀印青綬「率善校尉」を授け、正始四年遣使団の場合は掖邪狗等に「率善中郎将」の印綬が授けられている。倭国王下の使節団が魏王朝の官職印を授かる訳であるが、その際、使節の各使がその属する倭国内の国名を事前に報告している可能性がよく、結果、度々重なる遣使で遣譯通好の国三十国が記録されていくのであろう。こうした三十国の「国王印綬」は本来、倭国王が授けるべきであるため、これを避け各使節一人一人に官職印を授けているのであろうか。ところが『後漢書』には「建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、…光武賜以印綬」の一句がある。この朝貢時に下賜された印綬が、福岡市志賀島発見「漢倭奴国王」金印であろうとされる。漢王朝はこの使節の取扱いに苦慮したようで「使人自稱大夫」の言葉がその間の雰囲気をよく伝える。倭国王の遣使代表は「大夫」の称を帯びるという慣行が倭・漢・両朝間に周知されていただけに、倭国内の奴国王の遣使が「大夫」の称を自称することに漢朝では、その取扱いに苦慮、「漢倭奴国王」金印を授けているのである。時の使節も「官職」銀印を与えられたと見てよい。倭国の門戸、奴国の奴国王の遣使は極めて重要な使節ではあるが、倭国王の遣使とは異するという視点から「漢・倭」の二字を用意、倭国への配慮を見せているのである。「漢倭奴国王」印の存在は、倭国王下に統属している百余国にそれぞれ国王が存在することを暗示するが、その実、『後漢書』では「使驛通於漢者三十計國。國皆稱王、世々傳統」と記し『隋書』では「魏時譯通中國三十餘國、皆自稱王」とあり、漢、魏王朝に朝貢奉賀する諸国「国王」の存在が判然とする。一方『魏志』では「到伊都國…世有王、皆統屬女王國」と記され、『魏略』では「到伊都國…其國王皆屬女王也」と記される。二つの記事を対比すると世々統を伝えて、長く、三十餘国にそれぞれ国王が在る他、伊都国王は女王国に統属されていることが特記されているのである。こうした倭国内の諸国王の権限がどのようなものかは記事を見ない。ただ注目したい事実は、こうした諸国の行政

機構である。『魏志』は、「對馬國、其大官曰卑狗、副卑奴母離。一大國、官亦曰卑狗、副曰卑奴母離。至末盧國、到伊都國、官曰爾支、副曰泄謨觚、柄渠觚」、「奴國、官曰兕馬觚、副曰卑奴母離。至不彌國、官曰多模、副曰卑奴母離」と書き、女王国内の諸国「南至投馬國、官曰彌彌、副曰彌彌那利。南至邪馬壹國、女王之所都、官有伊支馬、次曰彌馬升、次曰彌馬獲支、次曰奴佳提」と各国の機構を掲げている。倭国宮都・女王国中枢邪馬壹国のみが四官制、大率が配置され、女王国に統属し、王統をもつ伊都国が三官制、のこる諸国はすべて二官制であることが判る。見事な傾斜を示す官司制とみてよいであろう。このことは、百余国とされる倭国内の国々が、一・二の「大率」を設置する国々に三官制が見られるとしても、大多数が二官制であることを暗示するものであろう。いま一点、注目されるのは、九州北部、大率に統いられる諸国が大官名に相違はあっても、副官名が「卑奴母離」でほぼ統一されていることである。奈良時代の「防人」と語感の通じ合う所からすれば、これら諸国を「蝦夷一ひな」と見る目をもった地―倭国中枢が、「夷地」の国々を確実に維持し、対外的な施策を容易に実施しやすい体制をとるために設置した齊一的な官制であり、その設置に倭国の諸政策が齊一的に浸透し、適確に国々を把握できることをねらった官制と理解することができるのである。こうした官司「卑奴母離」の設置は対馬、一支、奴、不彌国に見られ、大率下に特別に設置されていることが判る。大率が東北地方の一国にも設置されていると想定するならば、同様、その地域もこうした「卑奴母離」を副官に設置する二官制がとられていた可能性があろう。ところで、こうした卑奴母離を配する大率統治下にあつて、卑奴母離を配置していない国がある。伊都国がそれである。「大率」は伊都国内にその官衙を営み、大率官僚はこの伊都国内に集中して居を設けていたに相違ないが、伊都国のみが、卑奴母離の官制を欠き、大官を爾支、副官を泄謨觚、柄渠觚という形をとる。このことは統治下の諸国に対し圧倒的な優位性を示す官の編成であり、この

伊都国のみが特別に「世々王有るも、皆女王国に統属す。」と註されていることも女王国、乃至は女王（倭国王）と特別な紐帯で結ばれた国の故に伊都国が大率配置の国となっていることを教えるのである。

ただ、全国的に二官制が敷かれているのではないかと考える中で、現在、卑奴母離は大率下の国々に見られるが、これが後世の防人設置の特別な地域であり、同様な想ひが働く時代であったとすれば倭国防備、倭国外交上必要な地域・時期にのみ、こうした「卑奴母離」官制が与えられていた可能性が生ずる。和平が保たれ国際関係が円滑な時代は「卑奴母離」官制は設置されず一官制であった可能性も考えられるのである。もし、卑奴母離がこうした臨時的な特定地域の特別な官制として存在するものであるとすれば、全国に存在する小国は「卑奴母離」を要さず、一官制を基本とし、重要な国にのみ一たとえば投馬国の彌彌、彌彌那利の二官制、伊都国の爾支、泄護觚、柄渠觚の三官制、邪馬壹国の伊支馬、彌馬升、彌馬獲支、奴佳提という四官制―複官制がとられていると考えてよいのである。その場合、対馬、一支国が共に官は卑狗、副は卑奴母離と共通し、政治外交上、特別な国として共に倭国設置の可能性の強い官制が与えられているのに対し、奴国は兜馬觚、不彌国は多模と官名にバラエティーがあり、国々に根ざした官名が宛てられている。この場合、官名の多様性は国々の独自性が倭国内で容認されていることとなり、倭国としての制肘は弱いとみなすこともできよう。倭国下の諸国が平常時、二官制をとるか、一官制をとるかかは極めて重要なことではあるが、恐らくは通常の諸国は一官制、大率下の諸国は「卑奴母離」を加えこの二官制、特別な紐帯で倭国王に連なる枢要の国は二官、三官、四官制をとると考えることが最も妥当であろう。

『魏志』は、倭国下の諸国の戸数を掲げている。対馬国千餘戸、一大国三千許家、伊都国千餘戸（魏略は戸萬餘）、奴国二萬餘戸、不彌国千餘戸とあるのがそれである。いま戸数と官制を併せ考えるならば、副官卑奴母離の配置され

ている對馬国や不彌国は戸数千戸、一方、奴国の如く二萬餘戸の戸数をもち乍らも卑奴母離が配置され、卑奴母離の官制を除けば共に一官制となり、官制と戸数の異常な不均衡が指摘される。いま、卑奴母離の官制を除けば一官制となる中で一支国、奴国が戸数三千許家、二萬戸と極めて大きな戸数を擁する背景には、卑奴母離に統率される多くの「防人」的な戸数が集中的に拠点的に含まれている可能性も考えておかねばならないであろう。ただ奴国の二萬餘戸は隣接する伊都国との関係を配慮する必要がある。大率を配置し三官制をとる伊都国の戸数は二萬餘戸、位置や地形、港津、平野面積といった環境からすれば、本来、大率は奴国に配置されるべきかと想定される一面がある。漢代、「漢倭奴国王」印を賜授した奴国王の存在も奴国の勢威を物語る一面である。過去、「大率」が奴国から伊都国へ遷るといった事情があったり、或いは繁栄する港津―奴国を背後から大率が操るといった形が存在した可能性もある。一方、女王国内に所在する投馬国、邪馬壹国は戸数五萬餘戸、七萬餘戸と極めて大きい戸数で示されている。二萬、五萬、七萬餘戸という数字を語呂のよさによる数字であるとして虚構とみなす所見もあるが、例え、三、五、七萬戸と書かれ一層の語呂のよさであっても、記された数を現在の感覚で否定することには問題がある。恐らく奴・投馬、邪馬壹国の間には二、五、七萬戸という概数比例に見合う実態があったと見るべきであろう。女王国内には数多くの国々が存在するが、その中で大率から倭国王都邪馬壹国への海路路程中、最も重要な港津として人々の意識を強く惹いていたのが、「投馬国」であったと見てよい。女王国の西玄閔、関門海峡―豊浦津から水行二十日の地は、前面に児島を擁する児島湾を具えた岡山市域が最好適。山陽・備讃瀬戸最大の情報発信、受信の根拠地であったと考えられるのである。児島より海路一〇日、その至る所は、河内瀧の最奥、柏原・八尾、東大阪市域の港津群を経て、大和川を遡り至る大和の地を宛てるのが検討して得られる成果といえるのである。

（文化財史学専攻 教授）